

原村子ども・子育て支援センター「はらっぱ」

指定管理者公募に関する質問と回答

令和 8 年 8 月 28 日

原村教育委員会事務局 子ども課 子育て支援係

募集要項に関して事前にいただいたご質問及び令和 8 年 8 月 25 日に開催した現地説明会でいただいたご質問について、次のとおりお答えします。

本回答は、募集要項及び仕様書を補足する資料として取り扱います。

募集要項に定める質問受付期間（令和 8 年 8 月 21 日）後に寄せられた質問についても、内容を確認のうえ、本回答に含めています。

1 職員配置に関する質問

Q1 施設長は、常時配置する専任職員 2 名とは別に、追加で配置する必要がありますか。

（答） 施設長は、常時勤務を要する立場ではありません。常時 2 名配置する専任職員のうち 1 名が施設長を兼ねることも可能です。施設長には、職員の指揮監督、利用者対応、緊急時対応及び村との連絡調整に関する責任を持つ立場の者を選任してください。

Q2 専任職員が休憩、年次有給休暇等を取得する際も、常時 2 名以上の配置を維持する必要がありますか。

（答） そのとおりです。休憩、年次有給休暇、研修、会議、外出、急病、欠勤等により開所時間中に専任職員が 1 名体制となることがないように、指定管理者の責任において代替職員又は応援職員を配置してください。

Q3 専任職員及び常勤職員の雇用形態（正規・非正規等）に特段の制約はありますか。

（答） 雇用形態に特段の制約はありません。募集要項及び仕様書に定める人数・資格等の要件を満たしていれば、雇用形態は指定管理者の判断によります。

Q4 現在センターに勤務している職員を継続雇用する場合、現在の給与水準と応募団体が提示する条件に差があると問題になりませんか。また、現職員の雇用人数や条件を教えてください。

（答） 現職員の採用及び労働条件は、指定管理者の責任において決定するものです。雇用人

数・資格等は「応募者向け参考資料」をご確認ください。個々の給与額はお示しませんが、村の会計年度任用職員の給与基準は原村例規集で公表していますので、参考としてください。

【原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則】

https://www.vill.hara.lg.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/e742RG00000592.html

2 施設・設備・使用区域に関する質問

Q5 指定管理者が事業で利用できる区域を明示してください。現在、事務室として使用されている場所は区域に含まれますか。

（答） 指定管理者が事業運営に利用できる区域は、「たんぼぼ」「わたげ」の2室を除く本施設の各室（フリースペース「けやき」、子育てサロン「クローバー」、会議室・学習室「さくら」、相談室・学習室「すみれ」・「コスモス」、テレワークルームA・B等）、共用部分及び駐車場・外構等です。事務室も、指定管理者の執務スペースとして使用できます。

なお、「たんぼぼ」「わたげ」は教育支援センター（中間教室）として村が直営で使用するため、指定管理者による事業運営の対象外ですが、当該室の建物・設備の清掃・点検・修繕等は、施設全体の維持管理業務に含まれます（入室手順等は村と協議のうえ別途定めます）。

駐車場・外構等については、除草、花壇の手入れ、害虫駆除、除雪等の環境整備業務の対象となります。

Q6 防犯カメラの映像は、外部からオンラインでリアルタイムに確認できますか。

（答） できません。防犯カメラは施設内で録画しており、外部からリアルタイムで確認することはできません。夜間等の警備については、侵入を感知した場合に警備会社に対応します。

Q7 体調不良の子どもを休ませる救護室はありますか。

（答） 専用の救護室はありません。体調不良時等は、事務室内の相談室（保護者からの相談対応にも使用する部屋）を利用して対応することがあります。

Q8 中高生の楽器演奏等のため、指定管理者が施設内に防音設備を設置することはできますか。

（答） 現在、施設内に専用の防音設備は設置していません。

移動式パネル等、施設の原状変更を伴わないものについては、安全管理上支障のない範囲で、村と事前に協議のうえ設置することが可能です。壁面工事等を伴う場合は、あらかじめ村の承認が必要です。設置費用は指定管理者の負担となります。

3 開所日数・開所時間に関する質問

Q9 子育てサロンの開所日数（現行週 6 日）を、例えば週 3 日等に見直すことはできますか。

（答） 子育てサロンの実施日・実施時間は、利用実績を踏まえた指定管理者からの提案により見直すことができます。ただし、変更にあたっては、あらかじめ村の承認が必要です。

地域子育て支援拠点事業の交付要件は「週 3 日以上、かつ 1 日 5 時間以上の開設」ですが、指定管理者は、現行の開所水準（月曜日から土曜日まで、1 日 6 時間以上）を維持することを原則としています。国の交付基準額は開所日数の区分（週 3～4 日、週 5 日、週 6 日、週 7 日）に応じて設定されており、現行水準を下回る場合は、当該区分に応じて交付金額が減少します。見直しを検討する際は、この点を踏まえて村と協議してください。

Q10 開所時間の変更は可能ですか。

（答） 募集要項に定める開所水準等を満たす範囲で変更は可能です。ただし、変更する場合は、あらかじめ村の承認が必要です。

Q11 年末年始及び臨時休館日を指定管理者の判断で設定することはできますか。

（答） 指定管理者の判断のみで設定することはできません。休館日を変更する場合は、あらかじめ村長の承認が必要です。

4 利用状況に関する質問

Q12 開所時間のうち、18 時以降の利用者数はどのくらいですか。どのような要望がありましたか。

（答） 開所時間は午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分までですが、子育てサロンの提供時間は午前 10 時から午後 4 時までを基本としています。午後 4 時以降は、主に子どもの居場所機能（フリースペース「けやき」等の自由来所）としての利用が中心です。

時間帯別（18 時以降等）の利用者数の詳細な集計は行っておりません。要望としては、令和 7 年度に実施した保護者アンケート（原小学校・原中学校の保護者対象、108 件回答）において、「学童のように 18 時 30 分まで利用できると仕事帰りに迎えに行きやすい」といった開館時間の延長を望む意見が寄せられています。

Q13 子育てサロンの午後の利用者は概略でどの程度の人数ですか。要望はありましたか。

（答） 子育てサロン「クローバー」の実施時間は午前 10 時から午後 4 時までです。年間延べ利用人数は次のとおりです。

年度	延べ利用人数	うち保護者	うち児童	日平均
令和 5 年度	5,675 人	2,612 人	3,063 人	19.6 人

年度	延べ利用人数	うち保護者	うち児童	日平均
令和 6 年度	4,320 人	2,029 人	2,291 人	14.8 人
令和 7 年度	3,914 人	1,821 人	2,093 人	13.6 人

令和 8 年 4 月 1 日から 7 月 31 日までの午後の利用状況を集計したところ、1 日平均 2.2 組（4.4 人）でした。この人数には、午前から引き続き午後も利用した利用者を含みます。

要望としては、令和 7 年度に実施した子育てサロン利用者アンケート（回答 21 名）において、遊具・おもちゃの充実（乳幼児から使える楽器、大型遊具、外遊び用の三輪車・ストライダー等）を求める声のほか、施設の清潔感やスタッフ対応に対する満足の声が寄せられています。

Q14 中高生の居場所としての実績はどの程度の人数ですか。内容についてどのような要望がありましたか。

（答） 子どもの居場所機能は、フリースペース「けやき」を中心に自由来所型で運営しています。

中高生（中学生・高校生を合算した延べ利用人数）は次のとおりです。

年度	けやき	個室	延べ利用人数合計
令和 7 年度（4 月～3 月）	635 人	31 人	666 人
令和 8 年度（4 月～8 月 24 日）	440 人	28 人	468 人

要望としては、令和 7 年度に実施した高校生世代向けアンケート（52 件回答）において、Wi-Fi・電源、自習スペース、飲食できる場所、友達と過ごせる場所などを求める意見が多く寄せられています。

Q15 テレワークルームの稼働状況（利用実績）はどの程度ですか。

（答） 稼働率は高くありません。目安として、直近の令和 8 年 7 月は 5 回の利用です。利用料金収入の実績は、令和 7 年度で 2,200 円程度です。利用者の多くは子育て関連の団体で、就労目的での利用は多くありません。

Q16 テレワークルーム等の予約が入っていない時間帯に、勉強等の目的外の用途で利用することはできますか。

（答） 差し支えありません。予約状況等に支障がなく、所定の利用手続きを行ったうえで利用可能です。

5 経費・貸与物品に関する質問

Q17 光熱水費は現状どのくらいですか。月額を目安を知りたい。

（答） 決算額の実績（年額）は次のとおりです。

光熱水費：令和 6 年度 555,725 円、令和 7 年度 546,305 円

月額に換算すると、令和 7 年度実績でおよそ 45,500 円です。内訳（電気・上下水道・燃料等）を含めた詳細は参考資料 4 をご覧ください。

Q18 施設内の子ども用備品（おもちゃ、いす等）を新しく購入・交換する場合の取扱いはどうなりますか。

（答） 指定管理料で購入した備品は村に帰属します。指定管理者において備品台帳を整備し、適切に管理のうえ、指定期間の終了時に、台帳と現物をまとめて村へ引き渡してください。なお、消耗品に該当する物品は、返却の対象外です。

6 保険に関する質問

Q19 建物の火災保険等の年間金額はいくらですか。

（答） 建物に係る火災保険料（公有建物災害共済）の実績は、令和 6 年度・令和 7 年度とも年額 156,552 円です。指定管理移行後も村が契約者となりますが、費用は指定管理者の負担とし、指定管理料に含みます。

Q20 施設賠償責任保険の保険料は指定管理者の負担ですか。年間金額はどの程度になりますか。

（答） 指定管理業務（自主事業を除く）の実施に伴い第三者に生じた損害に係る施設賠償責任については、村が加入する全国町村会総合賠償補償保険等により指定管理者も被保険者として取り扱われます。このため、指定管理者において別途保険に加入する必要はなく、別途の保険料負担もありません。

なお、自主事業を実施する場合は、当該事業に必要な保険（イベント保険・賠償責任保険等）への加入が必要です。

Q21 子育てサロンの利用者傷害保険は指定管理者の負担ですか。年間予算額はどの程度ですか。

（答） 利用者傷害保険（子育てサロンの利用者を対象とするもの）は、指定管理者が加入するものとし、その保険料は指定管理料の上限額の積算に含めています。参考として、令和 8 年度の村予算額は 66,000 円です。

実際の保険料は、指定管理者が選定する保険会社・商品及び補償内容により異なりますので、応

募者において必要な補償内容を踏まえて見積り、収支計画に計上してください。

Q22 子どもの居場所（フリースペース）の利用者について、指定管理者が傷害保険に加入する必要はありますか。

（答） 必須ではありません。フリースペースは子どもを預かる事業ではなく、自由に利用する居場所であり、現在も村では利用者傷害保険に加入していません。指定管理移行後も同様の取扱いとします。

Q23 子どもの居場所を利用するご家庭に、指定管理者が利用者負担での保険加入をお願いすることはできますか。

（答） 任意加入であることを明確にしたうえで、利用者に保険加入を案内・推奨することは可能です。ただし、保険への加入や保険料の負担を施設利用の条件とすることはできません。また、村として特定の保険商品を指定するものではありません。

なお、子どもの居場所機能の利用者は、指定管理者が加入する利用者傷害保険の対象外です。

7 村直営事業に関する質問

Q24 今後どこで相談事業を行いますか。

（答） 家庭児童相談員及び家庭教育相談員による専門的相談業務は、中央公民館を主な実施場所とする予定です。必要に応じて、はらっぱへ出向いて相談対応を行います。

なお、指定管理者職員による来所・電話等の一次的な相談対応は、これまでどおりはらっぱで行い、専門的判断や継続的支援が必要な場合は村（子ども課）へつなぐ体制とします。

8 自主事業・屋外イベントに関する質問

Q25 駐車場等で野外調理を伴うイベントを実施することはできますか。

（答） 火気を使用するイベントの実施例はこれまでありません。実施を希望する場合は、事前に村と協議し、必要な承認を得た上で、消防署への確認その他必要な手続きを行ってください。あわせて、近隣への配慮の観点から、実施が難しい場合があります。

Q26 中高生の居場所として、本施設以外の施設（体育館、公民館等）を借りて活動することはできますか。

（答） 本施設以外の施設を利用した活動については、現時点で村として想定しておらず、公募条件にも定めていません。実施を希望する場合は、事前に村と協議してください。

Q27 放課後・休日の居場所づくり（旧「原っこ広場」のような事業）を指定管理者が実施

することはできますか。

(答) 指定管理業務そのものには含まれていません。指定管理者が実施を希望する場合は、指定管理業務とは別の事業として、村と別途協議してください。

9 運営全般・指定管理者への期待に関する質問

Q28 現行の運営（村直営）における課題は何ですか。指定管理者に何を期待していますか。

(答) センター全体として、乳幼児親子から 18 歳までの子どもまで幅広い利用者ニーズに対応する中で、現行の職員体制では対応できる範囲に限りがある面があります。また、年度単位の予算・計画に基づく運営であるため、新たな取組を機動的に展開しにくく、事業内容が固定化しやすいという課題があります。指定管理者には、センター全体のサービス向上を期待しています。

Q29 移行の理由にある専門性について、これまでの運営で対処できなかったことや事例の具体的内容があれば教えてください。

(答) 村ではこれまで、限られた職員体制の中で、子育てサロンや講習等の運営、子どもの居場所機能の提供を行ってきました。その中で、利用者ニーズを踏まえた多様なプログラムの企画・実施や、居場所機能の充実には、対応できる幅に限りがある面がありました。

指定管理者制度への移行は、子育て支援・居場所づくりに関する専門的な知見や企画運営のノウハウを有する法人の力を活かし、より充実したサービスを提供することを目的とするものです。

10 近隣対応・利用者対応に関する質問

Q30 周辺住民に関して、どのような課題がありましたか。

(答) 施設運営に伴う音等について、近隣からご意見をいただくことがあります。村では、対応要領を整備し、内容の記録・共有を行いながら、丁寧かつ一貫した対応に努めています。個別の内容については、当事者のプライバシー保護の観点から公表を差し控えます。

指定管理移行後も、近隣対応は仕様書に基づき指定管理者に一次対応をお願いし、重要な事案は村と協議のうえに対応する体制とします。

Q31 利用者の意見や要望に対する対応などのマニュアルは整備されていますか。

(答) 近隣住民への対応については、村として対応要領（対応基準・記録方法等）を整備しています。一方、施設利用者からの意見・要望に対する体系的なマニュアルは、現在のところ整備しておりません。

指定管理移行後は、指定管理者において業務マニュアル（運営・接遇・相談対応等）及び苦情処理に関する体制・規程を整備していただくこととしています。重要な苦情、繰り返し発生する苦

情又は村の判断を要する苦情については、指定管理者から村へ速やかに報告のうえ、対応方針を協議する体制とします。

11 職員配置の定義に関する質問

Q34 仕様書 4(4)①組織体制等に定める「専任」及び「常勤」の定義を教えてください。また、現在子育てサロンに勤務している職員の勤務形態は、これらに該当しますか。

（答） 「専任」とは、地域子育て支援拠点事業の開所時間中、当該職員が他の業務を兼務せず、専らこの事業に従事することをいいます。他の法人への勤務や自営業の兼業自体を一律に禁止する趣旨ではなく、勤務時間中に専ら本事業に従事していれば足ります。雇用形態（正社員・パート等）を問いません。

「常勤」については、仕様書上、週何日以上・1日何時間以上といった時間数の定めはありません。常勤職員は、指定管理者の就業規則、雇用契約、辞令その他の労務管理上の書類において常勤として位置付けられ、事業の運営管理、相談対応、関係機関連携、企画・実施、地域支援、職員間の連絡調整、実績報告その他の中核的業務を担う者と定義しています（仕様書 4(4)①ウ）。したがって、該当性は勤務時間数のみで機械的に判断するものではなく、指定管理者における労務管理上の位置付け及び担う業務内容によって判断します。

現在、子育てサロンに勤務している会計年度任用職員は、勤務時間中は本事業に専従しているため「専任」に該当しますが、雇用形態上は非常勤（パートタイムの会計年度任用職員）であり、「常勤」には該当しません。

指定管理移行後は、指定管理者において常勤職員を1名以上配置する必要があります（仕様書 4(4)①ウ）。該当性は勤務時間数のみで機械的に判断するものではなく、就業規則等における位置付け及び担う業務内容によって判断するため、指定管理者は、事業計画書及び職員配置計画において、常勤職員として配置する職員の位置付けと業務内容を具体的に記載してください。この内容は、選定審査（項番 6「職員配置・専門性・研修体制」）において確認するとともに、指定後も年1回以上のモニタリングにより実際の配置状況を確認します。

お問い合わせ先

原村教育委員会事務局 子ども課 子育て支援係

電話：0266-78-4430

メール：kosodate@vill.hara.lg.jp